

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(経済産業省製造産業局素材産業課)

項目名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）							
税目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税							
要望の内容	<p>現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。</p> <p>課税環境の国際的なイコールフッティングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 <ul style="list-style-type: none"> ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等 (租税特別措置法第89条の2、租税特別措置法施行令第47条～第47条の6、租税特別措置法施行規則第38条～第38条の4) ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 <ul style="list-style-type: none"> ・移出に係る揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第89条の3、租税特別措置法施行令第47条の7～第47条の9、租税特別措置法施行規則第39条) ・引取りに係る揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第89条の4、租税特別措置法第47条の10) ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第90条、租税特別措置法施行令第48条～第48条の3、租税特別措置法施行規則第39条、第39条の2) ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税 (租税特別措置法第90条の2、租税特別措置法施行令第48条の4) ③引取りに係る石油製品等の免税 <ul style="list-style-type: none"> ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税 (租税特別措置法第90条の4、租税特別措置法施行令第48条の9) ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 <ul style="list-style-type: none"> ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税 (租税特別措置法第90条の4の2、租税特別措置法施行令第48条の10) ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第90条の5、租税特別措置法施行令第49条、租税特別措置法施行規則第39条の6) ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 <ul style="list-style-type: none"> ・石油石炭税の還付 (租税特別措置法第90条の6の2、租税特別措置法施行令第50条の2、租税特別措置法施行規則第39条の7～9) 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(▲3,210,900 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: right; padding-right: 5px;">(－百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲3,210,900 百万円)	(改正増減収額)	(－百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円							
(制度自体の減収額)	(▲3,210,900 百万円)							
(改正増減収額)	(－百万円)							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフッティングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。

なお、令和6年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和6年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約3.0兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約1万2千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約32億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品約98.2%、接着剤70.9%、塗料85.0%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約661億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおりの追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

○鉄鋼

		<p>仮に課税された場合、粗鋼1トン当たり約730円、全体で約630億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて22万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>○コークス 仮に課税された場合、コークス1トン当たり約1,800円、全体で約83億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約90%）、関連産業を含めて、約5,600人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。</p> <p>○セメント 仮に課税された場合、セメント1トン当たり約90円、全体で約46億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて1.3万人の雇用にも影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約1割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。</p> <p>⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約431億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。</p> <p>⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800円/KL）が還付されない場合、全体で約101億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。</p>
--	--	---

今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットティングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされやすい。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。

		令和6年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。														
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用事業者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①石油化学製品製造用揮発油の免税等</td><td>エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社</td></tr> <tr> <td>②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</td><td>ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社</td></tr> <tr> <td>③引取りに係る石油製品等の免税</td><td>エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社</td></tr> <tr> <td>④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税</td><td>鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社</td></tr> <tr> <td>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</td><td>国産ナフサ等製造企業 7社</td></tr> <tr> <td>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</td><td>石油アスファルト等製造企業 8社</td></tr> </tbody> </table>		適用事業者数	①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社	②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社	③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社	④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税	鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7社	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8社
	適用事業者数															
①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社 ナフサ製造者 10社															
②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131社 接着剤製造企業 8社 塗料製造企業 113社															
③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10社 芳香族製造者 21社															
④引取りに係る特定石炭(鉄鋼、コークス、セメント製造用)の免税	鉄鋼製造企業 11社 コークス製造企業 9社 セメント製造企業 12社															
⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7社															
⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 8社															
※経済産業省(①②③④)、石油連盟(⑤⑥)調べ																
<p>本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。</p> <p>また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフッティングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。</p>																
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)																
当該要望項目以外の税制上の措置	無し															
予算上の措置等の要求内容及び金額	無し															
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
相当性	要望の措置の妥当性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフッティングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。														

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

	適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)
令和 2 年度	832	57, 516	30, 944
令和 3 年度	851	60, 843	32, 734
令和 4 年度	820	55, 017	29, 599
令和 5 年度	834	52, 126	28, 044
令和 6 年度	835	55, 995	30, 125

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報から経済産業省試算、令和 5 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

○免税額（百万円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ゴム	233	256	250	247	251
塗料	1, 863	1, 848	1, 777	1, 829	1, 818
印刷用 インキ	96	112	85	98	98
接着剤	232	234	91	186	170
その他	803	874	865	847	862
合計	3, 227	3, 324	3, 068	3, 206	3, 199

○適用数量（KL）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ゴム	4, 334	4, 767	4, 653	4, 585	4, 668
塗料	34, 621	34, 357	33, 035	34, 004	33, 799
印刷用 インキ	1, 785	2, 073	1, 580	1, 813	1, 822
接着剤	4, 305	4, 355	1, 687	3, 449	3, 164
その他	14, 920	16, 241	16, 073	15, 745	16, 020
合計	59, 965	61, 793	57, 028	59, 596	59, 473

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報、令和 5 年度は業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

③ 引取りに係る石油製品等の免税

	適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	
令和 2 年度	32	27, 044	299	763
令和 3 年度	32	26, 622	353	755
令和 4 年度	32	22, 374	410	634
令和 5 年度	31	21, 084	347	597
令和 6 年度	31	23, 360	370	661

※令和 2 ~ 4 年度は国税庁統計年報、令和 5 年度は業界推計、令和 6 年度は経済産業省試算

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	10	46,709	640
令和 3 年度	11	52,504	719
令和 4 年度	10	47,435	650
令和 5 年度	10	47,006	644
令和 6 年度	11	45,987	630

(コーカス)

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	9	6,759	93
令和 3 年度	9	7,065	97
令和 4 年度	9	5,783	79
令和 5 年度	9	5,574	76
令和 6 年度	9	6,038	83

(セメント)

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和 2 年度	13	4,321	59
令和 3 年度	13	4,048	55
令和 4 年度	12	3,845	53
令和 5 年度	13	3,444	47
令和 6 年度	12	3,323	46

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和 6 年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

令和 2 年度	7	14,902	417
令和 3 年度	7	15,039	421
令和 4 年度	7	15,939	446
令和 5 年度	7	15,221	426
令和 6 年度	7	15,400	431

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千 KL)	還付額 (億円)
令和 2 年度	8	3,201	89
令和 3 年度	8	3,651	102
令和 4 年度	7	4,547	127
令和 5 年度	7	3,623	101
令和 6 年度	7	3,616	101

※石油連盟調べ

※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。

租特透明化
法に基づく
適用実態
調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p> <p>非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットティングが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。</p>
前回要望時の達成目標	一
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。</p>
これまでの要望経緯	<p>①<u>石油化学製品製造用揮発油の免税等</u> 昭和 32 年度 創設</p> <p>②<u>移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税</u> 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油）</p> <p>③<u>引取りに係る石油製品等の免税</u> 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上 石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置</p>

<u>④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税</u>	
平成 15 年度	創設
平成 17 年度	2 年延長 以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の免税が措置
<u>⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付</u>	
平成元年度	創設 (石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設)
平成 2 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 16 年度	拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加）
平成 18 年度	以降 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置
<u>⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付</u>	
平成 9 年度	創設
平成 11 年度	以後 2 年ごとに延長
平成 24 年度	「当分の間」の還付が措置